

県や市の財政への影響は？



直ちに県や市の財政に大きな影響を与えることはありません。

- ✦ 泡瀬人工島の場合、その大部分が国の直轄事業（新港地区の航路・泊地整備に伴う浚渫土砂の処分）として実施されていますが、浚渫土砂の処分を行った時点で直ちに全てが売却されるわけではありません。公共の用に供する部分については、国有財産のまま使用することが可能であり、土地造成を全て港湾管理者である沖縄県あるいは沖縄市が実施する場合に比べて、**県や市の財政負担は大きく縮減**されることとなります。
 - 仮に、本事業が単に埋立地を活用した地域の振興という観点から実施されたとした場合、土地造成にかかるコストの全てを港湾管理者である沖縄県あるいは沖縄市が負担することになります。この場合、県や市の財政に与える影響は、埋立事業の開始時点から相当大きなものになったはずです。
- ✦ 県や市が埋立地を買収し事業を実施する場合においても、地域の振興に資する他の様々な事業と同様、**事業効果に見合った必要な経費が適正に支出される**のであり、それが直ちに県や市の財政に大きな影響を与えることはないと考えます。